

コーチライセンス取得支援事業 補助金交付要項

(目的)

第1条 公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下「本会」という。）は、各競技団体の指導者養成計画の一環として、国民体育大会に参加する監督の必須条件である指導者資格を取得するための経費を補助し、継続的に選手強化に必要な高い資質を持つ指導者を養成することを目的とする。

(対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、国民体育大会に参加する監督の必須条件である指導者資格の新規資格の取得または上級資格の取得（以下「事業」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）については、旅費、宿泊費、使用料、受講料とし、予算金額に応じて補助金額（1人あたり上限）を別に定める。

(対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業を行う者は、国民体育大会の正式競技となっている本会加盟の競技団体（以下「事業者」という。）とし、別に定めた選考基準により事業者を構成する指導者を補助対象とする。

(交付対象期間)

第4条 補助金の交付の対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付申請)

第5条 補助金交付申請書及びその添付書類は、第1号様式、第2号様式、第3号様式のとおりとし、提出期限は、別に通知する日までとする。

(交付決定)

第6条 本会は交付申請書の内容について適正と判断した場合は、補助金交付決定通知のとおりとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに本会会長に報告してその指示を受けること。
- 二 その他、本会会長が必要と認める事項

(実績報告)

第8条 事業実績報告書及びその添付書類は、第4号様式のとおりとする。

2 前項の事業実績報告書の提出期限は、原則として事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日いずれか早い日までとする。

(額の確定)

第9条 本会会長は、事業実績報告書及びその添付書類を審査し、内容を適正と認めたときは、補助金の額の確定通知のとおりとする。

(補助金の精算払)

第10条 補助金の請求及び交付

- 一 事業者は補助金の交付を受けようとするときは、第5号様式による補助金交付請求書を本会会長に提出するものとする。
- 二 本会会長は、補助金交付請求書の提出があり、適正と判断した場合は補助金を交付するものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第11条 書類、帳簿等の保存期間は、事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。

(その他)

第12条 事業を適正に遂行するため、この要項に定めがない場合においては、その都度、本会与協議のうえ実施することとする。

附 則

この要項は、令和2年7月2日から適用する。